

酒文化研究所

NEWS LETTER

第 24 号 2014 年 12 月 25 日

【制度変更】

日本の酒税制度の軌跡をたどる

酒税はかつて国税収入の大きな割合を占め、日清・日露の戦役では戦費を酒税でまかなったことが広く知られています。国は酒類に重い税をかけ、その代わりに免許制で新規参入を制限して競争を抑制するという関係が形成され、酒造業界は国家と深く結びついていきます。業界は多数の国会議員や地方議員を輩出し、岸信介、池田隼人、佐藤栄作、竹下登、宇野宗佑という歴代宰相はみな酒造家の出身です。

戦後、消費が伸びている酒類は担税能力があると判断され、酒税はどんどん引き上げられました。清酒、ビール、ウイスキーは数年おきに増税され、焼酎やワインとの税格差が広がって行きます。1980 年代後半にこれを改善するように求めたのは EU でした。酒税格差によってウイスキーは焼酎に対して不利になっており、これが貿易障壁に当たると主張したのです。GATT（現 WTO：世界貿易機関）で議論され、日本は酒税制度を抜本的に見直さざるを得なくなります。

近年も酒税制度の改正が話題にのぼっています。消費税の増税と合わせてビール類の税格差の是正案が浮上、増税の延期に伴い来年度は見送られましたが、引き続き検討される見通しです。

今回はこうした議論を深めるために、日本の酒税制度の変遷をたどります。

【お問い合わせ】 本資料に関するお問い合わせは下記まで。

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-3-14CM ビル

株式会社酒文化研究所（代表 狩野卓也）<http://www.sakebunka.co.jp/>

TEL03-3865-3010 FAX03-3865-3015

担当：山田聡昭（やまだ としあき）

E メール：yamada@sakebunka.co.jp

酒麴業者への課税が酒税始まり

日本での酒税は13世紀初頭に酒づくりに必要な酒麴売業者に課税したことが最初といわれています。それ以前、平城京や平安京には造酒司（酒をつくる役所）がおかれ朝廷が酒を製造していましたが、課税の発想はありませんでした。鎌倉時代にも、武家政権は酒を飲んで墮落することを嫌い「沽酒の禁（酒の販売禁止策）」を出します。課税することは公式に酒を認めることとなりますから、鎌倉幕府は課税を考えませんでした。一方で平安後期頃には公家には、荘園からの年貢以外の収入源として酒への課税が頭にあったようです。そして鎌倉幕府の意向をたてながらなんとか徴税しようと、酒麴売業者に目をつけたというわけです。その後、臨時的だった酒屋への課税は、恒常的なものへと変わっていきます。

室町時代になると幕府は、酒屋を最重要財源と位置づけます。酒屋役をおき、酒屋を統制することに力を注ぎます。当時、最大の産業であった酒造業は、手工業者などよりも格段に規模が大きく、莫大な収益をあげていたといわれます。なお、課税は酒壺の数が基準とされました。

江戸期には酒株が制定されて、酒造業者から運上金や冥加金といわれる営業税が徴収されるようになります。ただし当時、幕府は米を原料とする酒造業を米価の調整弁として活用したため、たびたび減醸令が出され、酒屋は思うように商売ができませんでした。

このように日本では中世に酒税が発生し、財源として積極的に扱われるようになります。歴史学者の今谷明氏（国際日本文化研究センター名誉教授）は、これを世界的に見てかなり早い時代とします。中国では前近代の国家では酒は重要な財源ではなかったとい、ヨーロッパでも国家が酒への課税に魅力を感じ出すのは15世紀以降の絶対主義時代のことだといっています。

国税収入の3~4割を占めた酒税

明治時代になると酒株は廃止され、近代的な酒税法が制定されます。

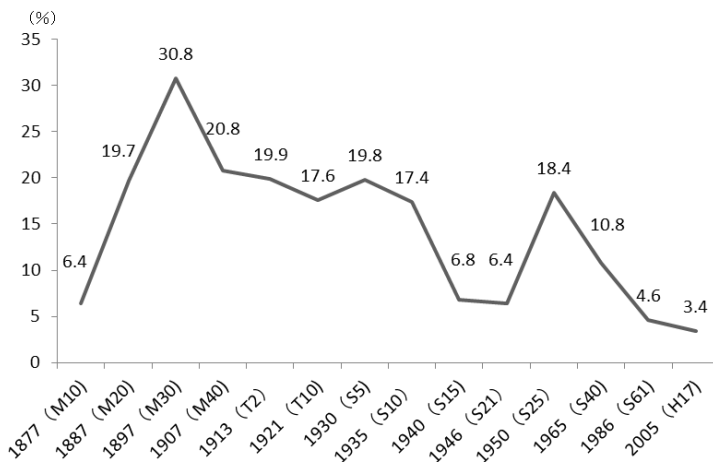
1875年（明治8年）の酒類税則では、酒造営業税（1期10円）、酒精請売営業税（1期5円）、さらに醸造税（酒類売捌き代金の1割）が課されました。この課税の対象酒類は、清酒、濁酒、味醂などで、揺籃期にあったビールに醸造税はかかりませんでした。

3年後の1878年には醸造税（従価税）は造石税（従量税）に変更になります。このとき酒の種類によって税率に差がつけられます。一石あたり清酒は1円、焼酎は1.5円でした。さらに1880年には酒造免許税と酒造造石税の二本立てに整理され、醸造酒、蒸溜酒のほかに再製酒（味醂など）の区分ができます。ですがまだ、この頃の区分はシンプルでわかりやすいものでした。

ところで、こうした酒税制度の整備は、明治政府による税制全体の改革のなかで進められたものです。維新後、政府は租税を整理し、安定した財源をもとめて地租改正を推進します。土地を評価し、工作者ではなく土地の所有者から、評価額に応じた地租を貨幣で徴

収するように改めました。そして、当時の最大の産業であった酒造業への課税を強化していきます。課税率はどんどん上昇し、国税に占める酒税の占める割合は一気に上昇します。1873年には1.5%だったものが、1887年には19.7%、1897年には30.8%に達します。課税はその後にも強化され、日清戦争と日露戦争の間にあたる1890年代に

図表1 国税収入に占める酒税の割合



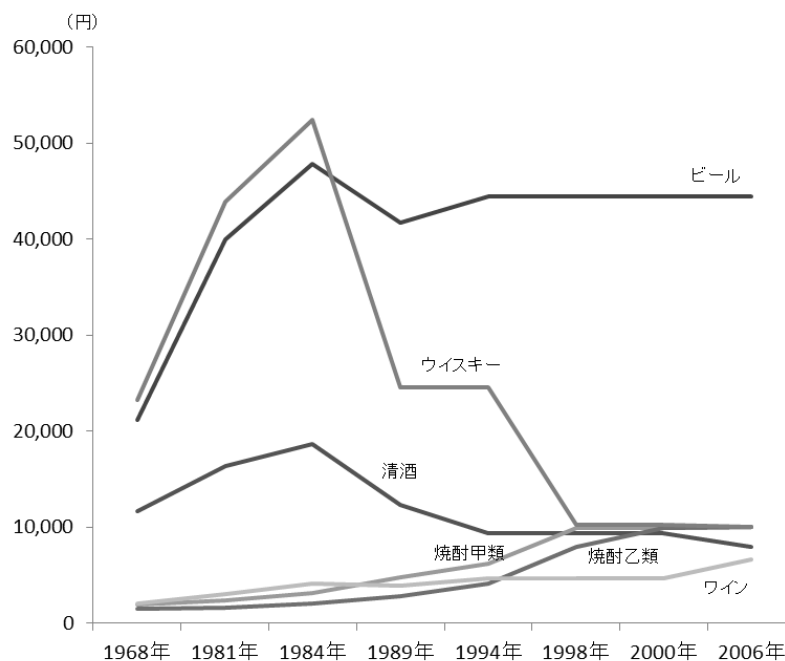
は、酒税収入が国税の30%~40%を占めるようになります。その後、構成比はどんどん下がって現在では3%不足になっていますが、1985年(昭和60年)頃まで酒税が減税されることはほとんどありませんでした。

酒類間の税格差の拡大と是正

明治後期になると新たに広がり始めた酒類への課税が本格化します。1896年に酒造税法が制定され、清酒・味醂など、焼酎、混成酒の三分が設けられます。混成酒は酒類を混合して製造する飲料とされています。20世紀に入った1901年、ここからビールへの課税が始まります。ちなみにその2年前には、自家醸造が一切禁止され「酒は買うもの(酒税を払って飲むもの)」と

図表2 アルコール度数1度あたり酒税額(1KL)

されます。
この後、1935年頃までは同じフレームで増税が繰り返され、1938年(昭和13年)には酒類の販売も免許制になり、メーカーだけでなく流通も統制されるようになります。2年後に造石税のほかに蔵出税が掛けられ、さらに戦時下の1943年には級別制度が導入され、課税額



は3倍～8倍に跳ね上がります。

戦後は酒類ごと・級ごとに、消費量が増加しているものは担税力があるとして、高負担が要請されます。さらに中小の酒類企業の保護育成や原料作物の生産農家への配慮、各酒類のユーザーの所得水準などを加味しながらたびたび酒税率を修正していったため、制度は複雑で整合性を欠いたものになっていきました。

その結果、図表2（前頁）に示したように、酒類によってアルコール度数1度あたりの課税金額が、まったく違うという事態になりました。1998年まではビールとウイスキーの課税額が群を抜いて高い状態が続いていたのです。そしてウイスキーの酒税が他の酒類並みに引き下げられたのは、冒頭述べたとおり欧米の外圧があったからです。残念ながらビールは未だに他の酒類の5倍もの負担を強いられています。

その後、2006年に酒類区分が簡素化されます。従来はウイスキー、焼酎、清酒、みりん、リキュールなど細かく分けられ、それぞれに税率が決められていましたが、「発泡性酒類（ビール類・缶チューハイ類など）」「醸造酒類（清酒・ワインほか）」「蒸留酒類（焼酎・ウイスキー・スピリッツほか）」「混成酒類（リキュール・雑酒）」の4つにまとめられ、加えて醸造酒類のなかで清酒とワインの税格差が縮小されました。

慎重な判断が必要なビール類の税格差是正

ビールへの高率な課税が変わらないなか、支持を得たのが発泡酒や新ジャンル（第3のビール）でした。税率の安い規格で商品を開発し、ビールテイストの酒として急成長します。嚆矢となったのはサントリーが1994年に発売した発泡酒『ホップス』。2004年にはさらに酒税率の低い規格でサッポロビールが『ドラフトワン』を発売し、第3のビールと言われて家飲み市場で急拡大します。

昨今、同種のものと同じように課税するという名目のもと、ビール類の酒税改正が注目されています。ですが元はと言えばビールに著しく高い酒税をかける制度が、安価なビールを求める消費者ニーズとかい離していたために生じた酒税格差です。ビールメーカー各社は知恵を絞って、大きなマーケティング投資をしながら市場を開拓し、商品を育ててきました。長期的かつグローバルな視点に加えて、これまでの経緯を踏まえた判断が求められています。■

■図表3 発泡性酒類の酒税額

区分	税額		
	1KLあたり	350ml缶あたり	
ビール	¥220,000	¥77.0	
発泡酒	①麦芽比率50%以上またはアルコール分10度以上	¥220,000	¥77.0
	② " 25%以上(アルコール分10度未満)	¥178,125	¥62.3
	③ " 25%未満(")	¥134,250	¥47.0
その他の発泡性酒類 *新ジャンルが該当	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの	¥80,000	¥28.0

*日本のビール類への課税は諸外国に比べて著しく高く、さらに酒税を含む製品価格に消費税が課税されています。